

糸島市九州大学学生等チャレンジショップ支援事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この告示は、九州大学学生、九州大学卒業生及び学生等団体による出店とその後の経営の安定化を支援し、もって商店街等の活性化を図るとともに、九州大学との交流を促進するため、市が予算の範囲内で交付する糸島市九州大学学生等チャレンジショップ支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 九州大学学生 九州大学に所属する学部学生及び大学院生をいう。
- (2) 九州大学卒業生 九州大学を卒業後5年を経過していない者をいう。
- (3) 学生等団体 九州大学学生又は九州大学卒業生が代表者である団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、九州大学学生、九州大学卒業生又は学生等団体であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 20歳未満の者（学生等団体にあつては、代表者が20歳未満の者である団体）
- (2) 宗教活動を行うもの
- (3) 政治活動を行うもの
- (4) 補助対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であること。
- (5) 補助対象者（学生等団体にあつてはその代表者）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であること。
- (6) 補助対象者（学生等団体にあつてはその代表者）が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であること。
- (7) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、商店街等（市長が別に定める区域をいう。以下同じ。）に存する空き店舗又は空き家を利用して出店し、その後の経営を軌道に乗せるために必要な活動を行う事業で、商店街等の活性化及び九州大学との交流促進につながると市長が認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金等（国、県、市その他の団体によるものを含む。）を交付された事業又は交付されることが決定している事業は、補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に直接要する経費で、次に掲げ

るものとする。

- (1) 店舗改装費
- (2) 地代家賃
- (3) 水道光熱費
- (4) 旅費交通費
- (5) 広告宣伝費
- (6) 備品購入費
- (7) 消耗品費
- (8) リース代
- (9) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、予算に定める範囲内とし、100万円を限度とする。

- 2 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 補助金の交付の対象となる期間は、市の会計年度とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、糸島市九州大学学生等チャレンジショップ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 店舗の位置図、配置図、平面図等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、糸島市九州大学学生等チャレンジショップ支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定をするときは、必要な条件を付することができる。

(概算払)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金交付決定額の一部又は全部を概算払することができる。

- 2 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、前項の規定による概算払を受けようとするときは、糸島市九州大学学生等チャレンジショップ支援事業補助金（概算・精算）払請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を

変更又は中止しようとするときは、糸島市九州大学学生等チャレンジショップ支援事業補助金変更・中止承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合を除く。

- (1) 事業計画書（変更の場合に限る。）
- (2) 収支予算書（変更の場合に限る。）
- (3) その他事業の変更又は中止を説明するための書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助事業の変更又は中止の承認の可否を決定し、糸島市九州大学学生等チャレンジショップ支援事業補助金変更・中止承認決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定をするときは、必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業を完了し、又は中止したときは、速やかに糸島市九州大学学生等チャレンジショップ支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた後、内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の額を確定したときは、糸島市九州大学学生等チャレンジショップ支援事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により確定した補助金の額が、既に交付した補助金の額を上回る場合には、補助事業者は、糸島市九州大学学生等チャレンジショップ支援事業補助金（概算・精算）払請求書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により確定した補助金の額が、既に交付した補助金の額を下回る場合には、補助事業者は、市長が定める日までにその差額を市に返還しなければならない。

（補助金の交付の取消し等）

第13条 市長は、補助金の交付決定を通知し、又は補助金を交付した後において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 第10条第2項の規定による補助事業の変更又は中止の承認を決定したとき。
- (2) 虚偽の申請をしたとき。
- (3) 補助金の交付の要件を満たさなくなったとき。

(4) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(5) その他この告示に違反したとき。

(庶務)

第14条 この補助金に関する事務は、経済振興部学研都市づくり課において処理する。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。